

【アンチ・ドーピング諸規則に関する改訂点のお知らせ】

2011.1.17 作成

1 .2011 年禁止表国際基準の改訂点

< 参考 > 2011 年禁止表国際基準より

S0. 未承認物質（項目追加）

禁止表の以下のどのセクションにも対応せず、人体への治療目的使用が現在どの政府保健医療当局でも承認されていない薬物（すなわち、前臨床段階、臨床開発中、あるいは臨床開発が中止になった薬物）

常に禁止される物質と方法（競技会（時）及び競技会外）

S2. ペプチドホルモン、成長因子及び関連物質（下線部追加、変更）

S2.1 赤血球新生刺激物質〔（エリスロポエチン(EPO)、ダルベポエチン(d EPO)、低酸素誘導因子(HIF)安定薬、メトキシポリエチレングリコール - エポエチンベータ (CERA)、ベジネサタイド(ヘマタイド)等〕

S2.6（項目削除）

血小板由来製剤（血小板濃縮血漿、血液スピニング等）の筋肉内投与。他の経路によって投与される場合は、治療目的使用に係る除外措置に関する国際基準に従って使用の申告が必要となる。

S3 ベータ2作用薬（文言追加（下線部）および申告の取り扱い変更）

すべてのベータ2作用薬は、両光学異性体を含めて禁止される。

但し、サルブタモール（24時間で最大 1600 µg）およびサルメテロールが、製造販売会社によって推奨される治療法に従って吸入される場合は除く。

尿中のサルブタモールが 1000ng/ml を越える場合は、治療を意図した使用とはみなされず、管理された薬物動態研究を通してその異常値が治療量のサルブタモール（24時間で最大 1600 µg）の吸入使用の結果であることを立証しないかぎり、違反が疑われる分析として扱われることになる。 サルブタモール、サルメテロール吸入使用場合はドーピング検査時及びADAMSによる申告は必要なし。（取り扱い変更）

S5 利尿薬と他の隠蔽薬（下線部（禁止物質追加（デスモプレシン）文言変更））

隠蔽薬は禁止される。隠蔽薬には下記のものが含まれる。

利尿薬

デスモプレシン

血漿増量物質〔グリセロール、および以下の物質（アルブミン、デキストラン、ヒドロキシエチルデンプン、マンニトール）の静脈内投与等〕

プロベネシド

及び類似の生物学的効果を有するもの

利尿薬もしくは隠蔽薬と併用して、閾値水準が設定されている物質（サルブタモール、モルヒネ、カチン、エフェドリン、メチルエフェドリン、プソイドエフェドリン）を如何なる用量でも使用する場合は、利尿薬もしくは隠蔽薬に加え、閾値水準が設定さ

れている物質についても治療目的使用に係る除外措置が競技会および競技会外の状況に応じて必要である。

禁止方法

M2. 化学的・物理学的操作（項目追加）

M2.3 血液を採取し、操作を加え、循環系へ再注入する一連の処置は禁止される。

M3. 遺伝子ドーピング（文言変更）

M3.1 核酸または核酸配列の移入

M3.2 正常なあるいは遺伝子を修飾した細胞の使用

M3.3 遺伝子発現を変化させることによって競技能力に影響することが知られている機能に直接的あるいは間接的に作用する物質の使用。

例として、ペルオキシソーム増殖因子活性化受容体デルタ（PPAR δ ）作働薬（GW1516等）および PPAR γ -AMP 活性化プロテインキナーゼ（AMPK）系作働薬（AICAR 等）は禁止される。

競技会（時）に禁止される物質と方法

S6 興奮薬

メチルヘキサミンが特定物質として禁止表に追加。

S8. カンナビノイド（文言下線部追加）

天然（大麻、ハシシュ、マリファナ等）あるいは合成デルタ 9-テトラヒドロカンナビノール（THC）およびカンナビノイド様物質スライス〔（JWH018、JWH073 を含む）、HU-210 等〕は禁止される。

S9. 糖質コルチコイド（文言削除：申告の必要がなくなったため）

糖質コルチコイドの経口使用、静脈内投与、筋肉内使用または経直腸使用はすべて禁止される。

関節内、関節周囲、腱周囲、硬膜外、皮内および吸入使用 申告の必要なし。

特定競技において禁止される物質

P1. アルコール（対象競技の削除）

近代五種が対象競技から削除。

P2. ベータ遮断薬（対象競技追加と削除）

<追加>

スケルトン（国際ボブスレー連合（FIBT）） ダーツ（世界ダーツ連盟（WDF））

<削除>

体操 （国際体操連盟（FIG））

WADA code（2011年版）の詳細につきましては、日本アンチ・ドーピング機構（JADA）のウェブサイトから確認してください。

日本アンチ・ドーピング機構ホームページ <http://www.anti-doping.or.jp/>